

「身分証明書」使用上の注意

- (1) この証明書は定期券や割引乗車券で電車に乗るときは必ず持っていて、係の方の請求があったときは見せなければならない。
- (2) この証明書は他人に貸したり譲り渡したりしてはいけない。
- (3) この証明書を紛失したときは直ちに学校へ届けなければならない。

◎悩みや困りごとは

新潟少年サポートセンター

電話番号 025(285)4970

新潟市教育相談センター

電話番号 025(222)8600

新潟市教育相談センター「いじめSOS」

電話番号 025(222)0110

沿革概要

- 昭和22年5月15日 創立(坂井輪村立坂井輪中学校)新通小学校、小針小学校に併設。
1年生132名、2年生76名、計208名(教員7名)
- 昭和29年11月1日 新潟市に合併、新潟市立坂井輪中学校と改称。
生徒数431名、9学級(教員15)
- 昭和47年4月1日 校区変更(小針中学校を分離新設に伴い縮小)。
生徒数961名、22学級(教員39)
- 昭和52年4月1日 校区変更(五十嵐中学校を分離新設に伴い縮小)。
生徒数804名、19学級(教員36)
- 昭和53年9月10日 新体育館竣工。
- 昭和54年4月1日 特殊学級開設。
- 昭和57年4月1日 校区変更(小新中学校へ一部分離)
- 昭和60年3月31日 校門両脇造園完了。
- 昭和63年1月23日 創立40周年・特別棟竣工。
- 平成5年3月5日 武道場竣工。
- 平成9年11月1日 創立50周年記念式典。
- 平成13年8月30日 光校舎大規模改修完了。

- 平成15年10月30日 ランチルーム増改築完了。
- 平成16年3月末日 グラウンド改修完了。中庭緑地化。
- 平成19年10月27日 創立60周年記念式典。
- 平成20年10月末日 体育館耐震工事完了。
- 平成22年10月末日 南校舎耐震工事完了。
- 平成23年10月末日 北校舎耐震工事完了。

目次	
教育目標.....	5
校歌.....	6
生徒会歌.....	7
応援歌.....	8
和光会憲章.....	9
生活のきまり.....	10
和光会機関図.....	14
和光会会則.....	15
選挙規定.....	25
図書館利用について.....	31

教育目標

自主
協同
健康

重点目標

めあてをもって学習する生徒の育成
かかわり合って活動する生徒の育成

昭和32年11月制定
坂井輪中学校校歌

作詞 林 柳波
作曲 井上武士

♩=96 あかるく

1. せいしやう はくしゃ あやなすあたり

みどりがおかの おかのうーえ

ひかりはさやに きはすみあたり あおげばとあき やひこやまなみ

かすかに けむる さどがーしーま ほこり

もてすすま んいざやきかーい わ 中 学 校

校歌「緑が丘」

一、青松白砂 あやなすあたり
緑が丘の 丘の上
光はさやかに 気は澄み渡り
仰げば 遠き 赤彦山脈
かすかに 輝る 佐彦が島

二、ここに生れて 朝な 朝なを
小島の歌に 目をさまし
松吹く風に 身をさらしつづ
集ふはここぞ この校庭ぞ
明るき 窓に 照る陽かげ

三、心は遊める 大空の色
理想は 是るか 山よりも
自由が高く 又清らかに
智を研ぎ 体ねらきたへつづ
誇りも 進まん 共に

坂井輪中学校

林 柳波 作詞
井上武士 作曲

JASRAC 出1601095-207

坂井輪中学校生徒会歌

作詞 岸あかり
作曲 本間貴子

すばらしきとーも よすばらしきなかまよ

あ あこえをかざりに うたをうたえ ば
き あこの おおぞらに りょうをひろげ

こころは かよと ーい ちからはあふ れる
ひかりをも ーめ あしたをめざそう

ゆくてには おーきな ゆめときぼう あり

よべよべ なかまたち さか中さか中 せいとかい
すすーめ どこまでも

一、素晴らしき友よ
素晴らしき仲間よ
ああ声を限りて歌を唄えば
心はかよい 力はあふれる
ゆくてには大きな
夢と希望あり
呼べ呼べ 仲間達
坂井輪中学校生徒会

二、素晴らしき友よ
素晴らしき仲間よ
さあこの大空に両手をひろげ
光を求め 明日をめざそう
ゆくてには大きな
夢と希望あり
進め どこまでも
坂井輪中学校生徒会

坂井輪中学校和光会応援歌

第一応援歌

1. 北斗輝く北海の
怒濤は岩も打ち砕く
熱血たぎる若人の
雄叫び高く地はふるう
我らが行くて勝利あり
奮え坂中健男児

2. 緑が丘に時来たり
熱き血潮は高鳴りぬ
鍛え鍛えし我が腕
試さんかなやもろともに
我らが行くて覇権あり
奮え坂中健男児

第二応援歌

1. 緑が丘の松が枝に
旭日受けてはためくは
我らが意気と誇りなる
坂中の旗と敵よ知れ
2. 勇みて行かん我が駒よ
青空高く血はおどる
寄せくる敵をけ散らして
勝利の旗を打ちたてん

平成15年度制定

和光会憲章

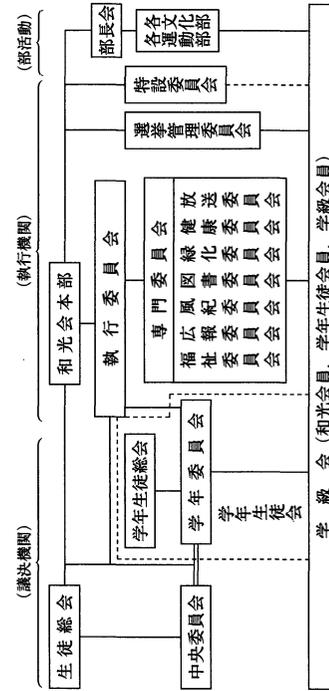
私たちは、私たちの理想とする姿や目標の達成のために、学校生活のあらゆる事を真剣に考えなければなりません。そして学校生活が、健全で有意義なものでなければならないのです。

ここに「和光会憲章」を制定し、この理想を達成していこうとする姿勢を表し、前進していくことを誓います。

- 一 私たちは知識や技能・教養を高め、視野を広げます。
- 一 私たちは坂中生としての誇りをもち、地域社会の信頼に応えます。
- 一 私たちは心身を鍛え、明るく健康な生活をおくれます。
- 一 私たちはきまりを守り、言動に責任を持ちます。
- 一 私たちは友情を深め、ともに生きる心を大切にします。
- 一 私たちは自己実現のため、目標に向かって全力を尽くします。

新潟市立坂井輪中学校生徒会（和光会）

和光会機構図



和光会会則

第1章 総 則

第1条 名称

この会を、新潟市立坂井輪中学校生徒会（和光会）と名づける。

第2条 会員

この会は、新潟市立坂井輪中学校生徒会全員を会員とする。

第3条 目的

この会は、次のことを目的とする。

- (1) 会員全体が健康で明るい学校生活を送るとともに、坂井輪中学校の発展・向上を図ること。
- (2) 生徒会活動をおし、個々の会員が将来有能な社会人となるための資質を養うこと。

第4条 この会の運営は、すべて前条の趣旨にそって、先生方の指導・助言を受けながら、私たち会員が互いに力を合わせ自主的に行うものとする。

第2章 和光会役員

第5条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 本部役員

- ・生徒会長 1名
 - ・副会長 男女1名ずつ
 - ・書記長 1名
 - ・応援団長 1名
 - ・本部役員 若干名
- (2) 議長 1名, 副議長 1名
- (3) 中央委員長 各学年1名ずつ
- (4) 専門委員長 各専門委員会1名ずつ
- (5) 部長会長 1名
- 第6条 各役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 生徒会長…この会の代表者であって、会務を統括するとともに、本部役員の会務を定める。
副会長…会長を補佐するとともに、定められた会務を行う。また、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
書記長…会議に関わることの運営及び記録の責任者。
本部役員…上記の三役の活動を助けるとともに、定められた会務を行う。
- (2) 正副議長…中央委員会と生徒総会の議事を進行させる。
- (3) 中央委員長…各学年生徒会の代表者であって、その会務を統括するとともに、本部や各機関との連携を図る。
- (4) 専門委員長…各専門委員会の活動を推進するとともに、本部や各機関との連携を図る。

- (5) 部長会長…部長会の代表者であって、その会務を統括するとともに、本部との連携を図る。
- 第7条 生徒会長、副会長、書記長、応援団長は全会員の投票によって選び、学校長の認証を得て就任する。
本部役員、正副議長並びに専門委員長は、生徒会長が委嘱する。
中央委員長、部長会長は、各会の中から選択する。
- 第8条 本部役員、和光会正副議長、中央委員長、専門委員長の任期は、1月から12月までとする。
部長会長の任期は、原則として10月から次年度の9月までとする。

第3章 組織・運営

- 第9条 第3条の目的を達するために、次のような機関を設ける。
生徒総会・中央委員会、和光会本部・執行委員会・専門委員会・選挙管理委員会、学年生徒総会・学年中央委員会、学級会、部活動部長会
- 生徒総会
- 第10条 生徒総会は全会員が一同に会して行うこの会最高の議決機関で、和光会スローガン、各執行機関の活動方針・内容・行事計画、予算・決算、和光会会則の改廃、そ

- の他必要と認められた事項の議決及び承認を行う。
- 第11条 年度の初めと終りに定例の生徒総会を開く。また、会長並びに中央委員会が必要性を認めた場合、臨時生徒総会を招集することができる。
- 第12条 この会議では、3分の2以上の出席者があり、さらにその過半数の賛成があった場合に、その提案は議決または承認される。可否同数の場合は議長が決する。ただし、この会則の改正または廃止については別に定める。(第5章の第59条)
- 第13条 生徒総会の日時や課題などは、事前に全会員に公示しなければならない。

中央委員会

- 第14条 中央委員会は、本部役員、正副議長及び、各学級代表(中央委員2名)で構成される。この会は生徒総会に準ずる議決機関である。
- 第15条 中央委員会では、本部、各執行機関、学年生徒会、学級会などから提案された全会員に関わることについて審議・議決・生徒総会の議案の審議などを行う。
- 第16条 中央委員の任期は、前期を4月から9月まで、後期を10月から3月までとする。
- 第17条 中央委員会は生徒会長によって招集され、原則として月1回以上開かれる。
- 第18条 中央委員会の議決権は中央委員だけ

- が有し、欠席がある場合にはその学級の中から代理を認める。
- 第19条 中央委員会には、必要に応じて各機関の代表の出席を要請することができる。
- 第20条 この会議では、3分2以上の出席者があり、さらに過半数の賛成があった場合にその議案は議決される。可否同数の場合は議長が決する。
- 第21条 中央委員会の日時や議題などは、事前に全会員に公示しなければならない。
- 第22条 中央委員は、中央委員会における決定事項を各学級に周知徹底しなければならない。

和光会本部

- 第23条 本部はこの会の最高の執行機関であるとともに、各機関の運営指揮の任務を有する。本部役員個々の任務は、第6条に示したとおりである。
- 第24条 次の帳簿等を作成し、保管しなければならない。
- ・会員名簿
 - ・会計簿
 - ・議事録
 - ・日誌や活動の記録
 - ・和光会会則などの規約綴り
- 執行委員会
- 第25条 執行委員会は本部役員、各学年委員長、各専門委員長などで組織し、生徒会長

が招集する。

第26条 執行委員会は、本部・各執行機関・各学年生徒会間の連携を図り、それぞれの活動をより効果的に推進するための会である。

専門委員会

第27条 専門委員会は、第3条に基づき、本部や他の機関との連携を図りながら、会員の学校生活に役立つ活動を推進する執行機関である。

第28条 専門委員会の種別と主な活動内容は次のとおりである。

- (1) 風紀委員会…会員に、規律正しい生活習慣を身につけてもらうための活動。
- (2) 緑化委員会…自然とふれあい緑あふれ環境づくりをするための活動。
- (3) 図書委員会…会員に、豊かな読書経験をしてもらうための活動。
- (4) 広報委員会…生徒会新聞を通じた和光会の広報活動。放送業務の遂行。
- (5) 福祉委員会…ベルマーク活動の推進と、地域社会に貢献するボランティア活動の推進。校舎内や校庭の美化活動。
- (6) 健康委員会…心身の健康増進に貢献する活動。
- (7) 放送委員会…日々校内放送、行事などのアナウンス活動。

第29条 各専門委員会は、各学級より選出さ

れた委員で組織する。その人数は、運営上の必要により増減できる。

第30条 各専門委員の任期は、前期を4月から9月まで、後期を10月から3月までとする。

第31条 各専門委員会は、その専門委員長の招集により月1回以上または、必要に応じて会合を開く。

特設委員会

第32条 生徒会長がその必要性を認め中央委員会で承認されれば、特設の委員会を組織することができる。

選挙管理委員会

第33条 選挙管理委員会は、生徒会長、副生徒会長、書記長、応援団長の選挙に関するいっさいの事務を行う。

第34条 選挙管理委員会は、各学級よりクラス別に男女どちらか1名ずつの委員を選出し組織する。選挙管理委員長は生徒会長が任命する。

第35条 選挙管理委員の中から選挙管理副委員長1名を選出し、選挙管理委員会の活動を委員長とともに活動の責任者とする。

第36条 選挙管理委員の任期は10月～12月の間とする。

学年生徒会

第37条 学年生徒会は、その学年の生徒全員を会員とし、その目的は第3条に準ずる。

第38条 学年中央委員会は、その学年の各学級代表として中央委員男女各1名ずつで組織する。

第39条 学年生徒総会は学年生徒会最高の議決機関であり、学年中央委員長が招集する。

第40条 学年委員会は学年生徒総会に準ずる。議決機関であるとともに、学年全体に関わることについての執行機関でもある。

第41条 各学年委員会は、その学年中央委員長の招集により月1回以上または、必要に応じて会合を開く。

第42条 各学年生徒会の役員や組織などについて、第37条～第41条以外にその学年生徒会の会則を設けることは、その学年生徒会の自主性に任せる。

学級会

第43条 学級会は和光会の基礎集団であり、その学級の生徒全員を会員とし、その目的は第3条に準ずる。

第44条 学級会には学級委員長1名、副学級委員長1名(男女を分ける)をおき、中央委員を兼ねる。

第45条 正副学級委員長は、全学級会員の選挙で決定する。

第46条 本部や他の機関から要請があった場合など、適宜会議を持ち学級の意見をまとめなければならない。

第47条 各学級会の役員や組織などについて、

第43条～第46条以外にその学級会の会則を設けることはその学級会の自主性に任せる。

部活動

第48条 部活動は、会員個々の個性を伸ばすとともに、学級・学年の枠を越えて人間的なふれあいを深め、自主自律の精神を培うことを目的とする。

第49条 この会には次の部をおく。

- (1) 運動部…陸上、野球、サッカー、ソフトボール、テニス、柔道、剣道、卓球、バスケットボール、バレーボール、バドミントン
- (2) 文化部…吹奏楽、美術

第50条 会員は、希望する部へ入ることができる。

第51条 各部の部員の構成は10名以上とする。第52条 各部には部長1名をおき、部員を統率するとともに、活動の結果を逐次速やかに本部に報告する。

第53条 文化部は、年に1回以上は発表の機会を持つ。

第54条 各部の部長をもって部長会を組織し、部長会長の招集によって会合を開く。

第55条 部長会は、各部の活発で節度ある活動を推進することを主なねらいとして活動する。

第56条 部長会長のほか、運動部の部長・文化部の部長の中から1名ずつ副部長会長を

選出し、部長会長を補佐する。

第4章 会 計

第57条 この会は、会員が毎月納める会費等によって運営する。

第58条 この会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第5章 付 則

第59条 この会則の改正及び廃止は、中央委員会の発議により生徒総会の3分の2以上の賛成を得た上、学校長の承認によって効力を発する。

第60条 この会則は、昭和33年1月1日をもって公布し、即日執行する。

昭和33年4月1日 制定

昭和36年1月1日 一部改正

昭和38年4月1日 一部改正

昭和39年5月15日 一部改正

昭和41年5月11日 一部改正

昭和46年3月22日 一部改正

昭和47年3月16日 一部改正

昭和48年11月1日 一部改正

昭和53年6月5日 一部改正

平成2年3月6日 一部改正

平成10年2月27日 一部改正

平成13年2月13日 一部改正

平成18年1月25日 一部改正

選 挙 規 定

第1条 この規則は、生徒会憲章第14条により、生徒会長及び副会長・書記長・応援団長の選挙が、公明かつ適正に行われることを目的とする。

第2条 この規定によって、選挙に関する事務は選挙管理委員会が行い、その具体的な活動内容は、次のとおりとする。

(1) 選挙人名簿を作成し、また投票用紙を作成管理すること。

(2) 投票期日・時間・場所を決定し、告示すること。

(3) 立候補者氏名を、受付順に投票日より一週間前に掲示する。

(4) 投票日に、立候補者の立ち会い演説会をもつこと。

(5) 投票日当日（8：15）までに立候補者の意見発表を放送をとおして行うなど立候補者の声を全員に伝えるよう努力すること。

(6) 開票を行い、その結果を告示する。

(7) その他選挙を行うに必要ないっさいの事務を行うこと。

第3条

(1) 会員はすべて選挙権を有する。

(2) 被選挙権は、1・2年生が有する。

第4条

(1) 選挙は投票によって行う。

(2) 会長、副会長、書記長、応援団長の選挙は別個に行う。

第5条 投票は1人1票に限り、生徒会印の押印された規定の投票用紙を用いなければならない。

第6条 投票期日・時間・場所は選挙管理委員会の定めによらなければならない。

第7条 投票用紙は、選挙の当日投票所で選挙人に交付しなければならない。

第8条 選挙人は、選挙の当日、選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。

第9条 投票の方法は原則として無記名単記とする。

第10条 選挙の尊厳と投票の自由は、保証されなければならない。

第11条

(1) 選挙管理委員会は、選挙人名簿の中から、各学年2名ずつ中央委員または選挙管理委員の投票立ち会い人を選任し、選挙の告示の前日までに本人に通告する。

(2) 投票立ち会い人は、投票が公正に行われているか立ち会いする。

第12条 開票は投票終了後、投票立ち会い人の立ち会いで選挙管理委員が行う。

第13条 投票立ち会い人は、開票の行われている間これが適正に行われているかどうかを立ち会いする。

第14条 投票の効力は、投票立ち会い人の意見を聞き、選挙管理委員会が決定しなければならない。

第15条 次の票は無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの。

(2) 候補者でない者の氏名を記したもの。

(3) 2名以上の氏名を記したもの。

(4) 候補者の氏名の他、他の事を記入したものの。

ただし、学年のクラス・住所、または敬称を記入したものはこの限りではない。

(5) 候補者の氏名を自分で書かない者。

(6) 候補者のだれを記入したのか確認するのに困難なもの。

(7) その他、判読が困難な場合は、選挙管理委員会が決定する。

第16条

(1) 同一の氏名・氏または名の候補者が2人以上ある場合に、その氏名、氏または名のみを記入した投票は、前条第6項の規定によらず有効とする。

(2) 前項の有効投票は、その候補者ということが判明している有効投票数に比例し、それぞれこれに加えることとする。

第17条 開票所へは次にかかげる者以外は、はいってはいけない。

(1) 選挙管理委員

(2) 投票立ち会い人

- (3) 報道にあたるために必要な者
- (4) その他選挙管理委員長が許可した者

第18条

- (1) 候補者になろうとするものは、選挙の期日の告示あった日から投票日の14日前までに、選挙管理委員会に文書で届け出なければならない。ただし、様式は別に定める。
- (2) 前項の届け出には、推薦責任者を明示する。

第19条 次の各項にあたる者は、当該選挙の候補者となることは出来ない。ただし、学級からかわりの委員を出して立候補することができる。

- (1) 選挙管理委員
- (2) 投票立ち会い人

第20条

- (1) 生徒会長選挙においては、有効投票の過半数を得た者を当選人とする。ただし、過半数の得票数がない時は、ただちに上位2名で決選投票を行う。
- (2) 副会長、書記長、応援団長選挙においては、有効投票の最も多数を得た者を当選人とする。
- (3) 前二項の決定にあたって得票数の等しい者が生じた者は、ただちに当該人を候補者として、決選投票をする。

第21条 当選人の効力は、学校長の認証によ

って発生する。

第22条 選挙運動は公示の日から当日の朝（8：15まで）まででなければならない。

第23条 第22条の規定による期間中でも、次にかかげたことを行ってはならない。

- (1) 時間、方法を問わず学校外で選挙運動と思われるようなことをすること。
- (2) いかなる方法でも学習時間中に選挙運動を行うこと。
- (3) 候補者1名についてポスターは
 - イ 生徒会印が押印されている規定のものを使用すること。（およそA-2・白色）
 - ロ 華美にせず、端的に公約を示すこと。
 - ハ 選挙管理委員会で指示された枚数とする。
- (4) 文章を作成し、配布すること。
- (5) 当選を得よう、得させよう、得させまいとする目的で、他人に圧力を感じさせること。
- (6) 連呼行為をすること。
- (7) 選挙管理委員会の計画以外に、放送を利用すること。
- (8) 以上のことが行われた場合は、選挙管理委員会で、処置をきめる。

第24条 選挙管理委員会の計画に基づいた選挙放送には、放送委員会は協力し、また候補者責任者の意見放送には、いかなる差別

をもあたえてはならない。

第25条 広報委員会、放送委員会は、選挙に関し、選挙管理委員会の指示以外の報道をしてはならない。

第26条 選挙に必要なすべての費用は、生徒会でまかない、個人の金品を費やしてはならない。

立候補届用紙様式 半紙4分の1 大

生徒会役員立候補届			
新潟市立坂井輪中学校生徒会選挙管理委員会			
委員長		殿	
年度生徒会 期役員選挙に_____として			
立候補したいのでお届けいたします。			
年 月 日			
第	学年	組	立候補者氏名
第	学年	組	推せん責任者氏名

図書館利用について

1 館内エチケット

- 他人に迷惑をかけぬように
 - ・本は正しい位置へ返す
 - ・館内では私語はしない
 - ・貸出は順序正しく
- 本を大切にしページを切ったり、破ったりしない
 - ・本にえんぴつなどをはさまない
 - ・本棚に入れる時、無理におしこまない
 - ・ものを食べながら読むのはダメ
 - ・雨降りの持ち帰りには注意
- 開館・閉館の表示を見てから入室のこと
 - ・図書委員の不在の時は勝手に返却したり借りたりしない。

2 分類と配架

- (1) 分類「日本十進分類法」0～9に分類

0—総記	5—工 学
1—哲 学	6—産 業
2—歴 史	7—芸 術
3—社会科学	8—語 学
4—自然科学	9—文 学

 さらにその中をこまかく分類してある。

3 貸出のきまり

- 本の貸出は1人3冊とし、貸出期間は2週間とする。
- 貸出は毎日昼休みと放課後行う。

私たちの交通ルール

～正しい交通方法の理解や交通安全のために～

1 基本的な心得

- (1) 歩行者も車の運転者もそれぞれの責任を自覚し、正しい交通安全の知識と方法を身につけ、周りの人に迷惑をかけず、安全・快適な交通環境を作りあげましょう。
- (2) 交通事故から自分を守るだけでなく、幼児や高齢者、身体の不自由な人々への思いやりの心を持ち、交通道德並びに交通法規を守りましょう。

2 歩行者の心得

- (1) 歩行者は歩道や路側帯を通りましょう。
- (2) 歩道や路側帯のない場合は、道路の右端を通る。右端を通ると危険な場合は、左端を通ることができます。
- (3) 歩行者通行禁止の道路、高速自動車道、自動車専用道路を通行してはいけません。
- (4) 道路の横断は、必ず立ち止まって左右を確認、安全を確かめてから渡りましょう。
- (5) 夜間、歩行者は車から見えにくいので、懐中電灯を持ったり、夜光ダスキを付ける等、目立つことが大切です。

3 自転車に乗るときの心得

- (1) 自転車の点検・整備はしっかりしましよ

う。

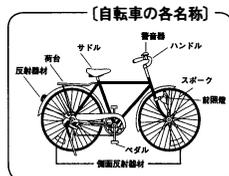
- ・ブレーキ故障車運転
- ・反射器材整備不良車運転

- (2) ヘルメットの着用が望ましい。

- (3) 自転車は車両です。車道の左側を自動車と同じ方向に通行しなければなりません。
 - 自転車通行許可の歩道を通るときは車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止をする。

●路側帯（歩道がない道路で、白線で区切られた道路の端の部分）自転車は道路左側の路側帯しか通行出来ません。

- (4) 信号・一時停止を必ず守りましょう。
 - 信号無視 ○一時不停止
- (5) 危険・迷惑な乗り方はやめましょう。
 - 並進 ○右折方法違反（小回り）
 - 二人乗り
不安定になり非常に危険です。
 - 傘さし運転
前方の視界が悪くなり事故を起こす原因になります。
 - 夜間の無灯火走行



夜間自分の姿が、車から見えないことになり非常に危険です。

- 運転中の携帯電話の使用は大変危険です。携帯電話等を持って通話したり、ディスプレイの画像（メールをすること）を注視して自転車を運転してはいけません。
- 大きな音で音楽を聞いたり、ヘッドホンをつけたり、安全運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自転車や二輪車などを運転してはいけません。
- 安全運転の義務
確実なハンドル操作と、交通の状況に对应し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

4 自転車安全利用五則

- (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (4) 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- (5) 子どもはヘルメットを着用

5 交通事故が起きたとき

交通事故が起きたときは、落ち着いて次の

ような応急の措置をとり、110番や119番などへ連絡するとともに、速やかに保護者や学校に連絡する。

1 事故を起こしたとき

- (1) 負傷者を救護する。
- (2) 事故の続発を防ぐ。
- (3) 事故の状況を警察官に報告し、指示を受ける。

2 事故にあったとき

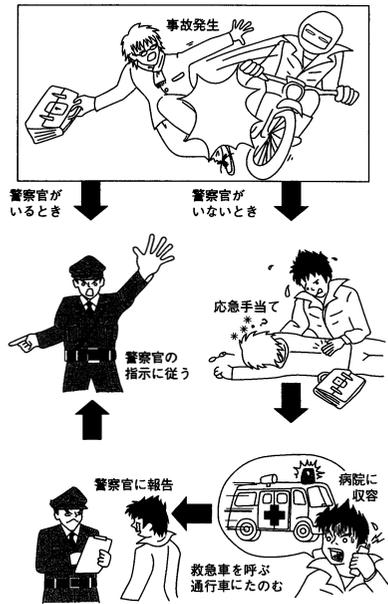
- (1) 警察へ届け出る。
- (2) 車のナンバーを必ず覚えておき、運転免許証などで、相手の身元を確認する。
- (3) 医師の診断を受ける（軽いけがでも必ず診断を受けておく）。

3 事故現場に居合わせたとき

- (1) 負傷者の救護のための措置を手伝ったり、関係機関への連絡、報告などに協力する。
- (2) ひき逃げや事故を見かけたときは、まず負傷者の救護に当たるとともに、その車のナンバーや車の特徴も記憶しておき、110番や119番などへ連絡する。

交通事故が発生したときの措置

学校の先生に連絡すること



6 応急手当て

- (1) あなた自身は安全か、周りの状況を確認。
- (2) 二次感染を防ぎましょう。

血液やその他の体液による二次感染防止のために、手袋やマスク・布などで手や顔を保護するものを使いましょう。

- 意識はあるか。
- 呼吸をしているか。
- 心臓は動いているか。
- 目に見えるケガや出血はないか確認。

〔止血〕

出血しているところを直接押さえて止血する。力いっぱい押さえる必要はなく、血が止まる程度に押さえる。

打撲・ねんざ・骨折した場合、曲げない、動かさない。
副え木をあてる応急処置をする。

AEDについて

〔AEDとは〕

自動体外式除細動器と言い、突然の心停止（心筋梗塞や不整脈）から命を救うため、けいれんを起こした心臓（心室細動）に電気ショックを与え、正常な状態に戻す装置です。

AEDを設置している場所には、目印のステッカーを目に付くところに掲示しています。

守ろうルール！守ろう自分

～社会のルールを守るとは自分を守ること！～

1 なぜ、ルールは守らなければならないのでしょうか？

もめ事が起こったとき、弱肉強食の社会では力の強い者が自分勝手に生き、弱い者がいつも嫌な思いをしなければなりません。そんな社会をなくし、みんなが平等に楽しく幸せに生きて行くために社会のルールがあります。

そのルールは法律によって定められ、それを破ると罰せられることもあります。ルールを守らない人が増えれば、ルールを守っている人が安心して生活できなくなり、社会全体が不安定になります。自分たちの周囲から犯罪者を出さないように力を合わせていくことが自分自身にとっても大切なことなのです。

例えば万引きをしているのを見つけた場合、「万引きは犯罪だからやめよう」と注意してあげる勇気を持ちましょう。それが難しい場合は先生や大人に連絡しましょう。そのことが結果として万引きした人の将来のために役立つこととなります。「悪いことは悪い」と言える学校や地域にしていきたいです。

2 社会のルール

- (1) 「20歳未満の飲酒や喫煙がダメなこと

には理由がある！」

10代の体は細胞分裂が活発です。この時期にアルコールが分解してできるアセトアルデヒドや、タバコに含まれるニコチン・一酸化炭素等の有害物質が体内に入ると、成長期の体に悪影響を及ぼします。そのため、20歳未満の飲酒や喫煙は法律で禁止されています。場合によっては、保護者が罰せられることもあります。

- (2) 「万引き・自転車盗は窃盗罪！」

万引きは窃盗罪。れっきとした犯罪です。自分が品物を盗まなかったとしても、「万引きしてこい」と指示をしたり、見張りをしたりしていれば窃盗罪の共犯です。また、万引きをした品物をもらったり、買ったりするのも犯罪です。捕まった後で、万引きした物を返したり、お金を払ったりしても、罪を無かったことにはできません。誰かの自転車やバイクを無断で使うことは、もちろん犯罪ですが、後で返したとしても、窃盗罪に問われます。

- (3) 「持ち主の権利は生きています！」

長い間、駐車場や路上に放置されているものでも、持ち主の権利は生きています。それを勝手に使うことは犯罪です。

3 犯罪被害にあわないために

- (1) 乗り物盗被害にあわないために

- 自転車は、必ず防犯登録をしましょう。
 - 自転車には備え付けの鍵のほかにワイヤー錠等で、必ず二重に鍵かけをしましょう。
 - 自転車はきちんと駐輪場にとめ、路上等に放置するのはやめましょう。
- (2) ひったくり被害にあわないために
- 人通りの少ない道や暗い道は避け、人通りの多い明るい道を選びましょう。
 - 自転車の場合は、前かごにひったくり防止ネットをつけたり、かばんの持ち手を隠すなど、盗られない工夫をしましょう。
 - 歩くときには、必ず、車道と反対側の手にかばん等を持ちましょう。
- (3) 不審者（車）やちかん被害にあわないために
- 人通りの多い、街灯や商店等のある明るい道を帰りましょう。
 - なるべく、友達とグループで帰宅し、遅くなるときは家の人に連絡して迎えを頼みましょう。
 - 防犯ブザーなど防犯グッズを持ち、すぐに使えるようにしておきましょう。
- (4) コミュニティサイトの危険
- 携帯電話のコミュニティサイトやインターネットで知り合った人と不用意に会うと、窃盗、性犯罪、殺人などの被害にあうこともあります。18歳未満は出会い系

サイトの利用が禁止されています。絶対にアクセスしてはいけません。

オンラインゲームやプロフィールサイト（プロフ）といったコミュニティサイトなどにも多くの危険が潜んでいます。

○フィルタリングの活用

インターネット上のサイト利用のリスクを十分理解し、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングサービスを設定した上で利用しましょう。

(5) サイバー犯罪の被害にあわないために

○パソコンやインターネット対応型携帯電話の急速な普及で、これらを利用した新たなサイバー犯罪が急増しています。

サイバー犯罪とはインターネットなどの高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ犯罪等情報技術を悪用した犯罪をいいます。

○広告メールのリンクをむやみにクリックしたり不審なサイトにはアクセスしない。サイト内の利用規約はよく確認しましょう。

○架空・不当請求メールに気をつけて

メールにリンクが貼られたホームページを開いただけで料金が請求される「不当請求メール」については、返信を送ったり、問い合わせは一切不要です。無視して削除しても問題ありません。

○掲示板やチャットでは直接相手が見えないので強い口調を使ったり、相手を傷つける言葉に注意しましょう。

○個人情報むやみに明かささない。

被害にあわないためにはルールやマナーを守りましょう。

4 ストップ薬物

麻薬・覚せい剤・大麻・危険ドラッグ（薬物）などは覚せい剤取締法・麻薬等取締法などによって厳しく禁止され、使用だけでなく、所持・譲渡なども犯罪です。『勉強に集中できる』『疲れがとれる』など言われますが、そのような効果は嘘です。それどころか、心も体もボロボロになり、死に至ることさえあります。また、精神状態がおかしくなってさらなる犯罪を起こすこともあります。一度薬物依存になってしまった脳は元の状態に戻らないと考えられています。

薬物乱用の最大の怖さは自分でやめられなくなることです。『1回くらいなら…』という安易な気持ち危険です。どのような誘いもはっきり断りましょう。

5 インターネットの正しい利用を

インターネットの「掲示板」は不特定多数の人が見えています。また、いったん書き込んだことは簡単に取り消せません。気まぐれの

書き込みでも相手の受け止め方によっては法律違反になったり、事件に発展しかねません。

人のプライドを傷つけるようなことを公にすると名誉毀損罪、中傷するような単なる悪口でもネットの「掲示板」などに書くとは侮辱罪に問われることがあります。

〈一人で悩まず、家族や友人に相談を！〉

つらいことや悲しいことが続くと、逃げ場がないと思いきや、自殺を考えてしまうこともあるかもしれませんが、一人で悩まず、信頼できる家族や友人、先生に相談しましょう。

安心して相談できるヤングテレホンなどの相談電話も利用しましょう。

6 自分を守るのは、自分自身の強い心だよ！

思春期は、大人への階段を一段一段のぼっていき、とても大切な時期。この時期に社会のルールを知らなかったり、あえて無視したりして階段を踏みはずすと、のぼりなおすのは大変です。悪気無い行為や軽はずみな行動が社会のルールに反し、罪や罰につながることもあります。『誘惑に負けない』『困難から逃げない』そんな強い心で、自分を守っていきましょう。